

大学等における職域追加接種について、職域接種促進のための支援の補助額が、当面の間引き上げられることとなりましたのでお知らせします。1・2回目接種を実施した各大学等におかれては、職域追加接種の実施について改めて御検討いただくようお願いいたします。

事務連絡
令和4年2月3日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課

御中

文部科学省高等教育局高等教育企画課

「大学拠点接種」での追加接種実施に当たっての留意点等について（その3）
（周知）

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について適切に御対応いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に御尽力をいただき、感謝申し上げます。

この度、「大学拠点接種」での追加接種実施に当たっての留意点等について（その2）」（令和4年2月1日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡（以下「2月1日事務連絡」）にて、詳細は別途ご連絡するとお伝えしておりました職域追加接種促進のための財政支援が、厚生労働省より別紙のとおり示され下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

追加接種の時期は、各大学等においては入学者選抜や入学・卒業等の多忙な時期と重なりますが、2月1日事務連絡及び本事務連絡でお知らせする内容等も踏まえ、初回接種を実施した大学等のうち、職域追加接種に未申請の大学等におかれては、今一度職域追加接種の実施に向けて御検討いただくようお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

「大学拠点接種」での追加接種実施に当たっての留意点等について」（令和3年11月25日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）にて、職域追加接種においても、外部の医療機関から医師等の派遣を受けて大学拠点接種を行う場合で、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」の改訂について（通知）（令和3年10月28日付け3文科高第857号）にてお示しした「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」（以下「地域貢献の基準」という。）を満たす場合は、「職域接種促進のための支援」の対象として継続して認められることをお伝えしておりましたが、本財政支援策について、令和3年度における職域追加接種のための支援の場合は、これまで1,000円×接種回数を上限に実費補助することとしているところ、1,500円×接種回数を上限に実費補助することとされました。令和4年度以降については、追加で情報が示された場合には、改めてお知らせします。

なお、地域貢献認定に関する具体的な時期や方法等については改めて文部科学省から周知を行います。

- 令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の変更について【別紙】

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111（代表）
E-mail: daigaku-vaccine@mext.go.jp

<全般、本事務連絡の内容について>

大学等ワクチン接種加速化検討チーム企画調整班
（内線：3341）

<個別相談について>

大学等ワクチン接種加速化検討チーム 大学班
国立大学担当（国立大学法人支援課）
（内線：（1係）4594、（2係）3601、（3係）4608、（4係）4609）

公立大学担当（大学振興課公立大学係）
（内線：3370、2418）

私立大学担当（私学部）
（内線：4617）

高等専門学校担当（専門教育課）
（内線：3149）

事務連絡
令和4年2月2日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の変更について

新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種（以下、「職域追加接種」という。）の実施に当たり、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱の3(21)新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業のウ(ウ)職域接種促進のための支援については、下記のとおりとすることとしたのでお知らせします。

なお、実施要綱については、追って改正します。

記

職域接種促進のための支援については、当面の間、上限額を引き上げることとし、令和3年度については、1,000円×接種回数を上限に実費補助することとしているところ、職域追加接種のための支援については1,500円×接種回数を上限に実費補助することとする。